

豪雨災害に伴う 重要なお知らせ

税・保険

■市税などの申告・納付書の
納期限を延長します

7月4日～9月29日の間に
納期限となる次の対象税目・
保険料の納期限を9月30日(水)
まで延長します。

※市税の申告、申請、請求、
その他書類の提出(不服申
し立てなどは除く)が困難
な場合は、申請により同期
限まで延長します。

対象税目・保険料 個人住民
税、固定資産税と都市計画税、
国民健康保険税、介護保険料、
後期高齢者医療保険料

※納期限延長に関することは
税務課へ。納税に関するこ
とは納税課へお問い合わせ
ください。

■国民健康保険被保険者証の
有効期限を延長します

新しい国民健康保険被保険
者証を毎年7月に送付してい
ますが、豪雨災害の影響で発
送が困難となりました。その
ため、現在お持ちの被保険者
証で医療機関を受診できるよ
う、有効期限を延長します。

■限度額適用認定証などは手
続きが必要です

限度額適用認定証などは期
限を延長しませんので、8月
以降に認定証が必要な人は、
8月中旬に再度申請してくださ
い。申請には印鑑と保険証が
必要です。

令和2年7月豪雨で浸水被害を受けた 人吉浄水苑の状況をお知らせします

市の下水処理に関して、ご
不便、ご心配をお掛けしてい
ます。下水処理場の現況や下
水道の使用で気を付けるポイ
ントをお知らせします。

〈経過〉

①7月4日(土) 早朝の球磨川
氾濫で、下水処理場(人吉
浄水苑)が冠水し、施設や
設備が被災しました。

②7月10日(金) 国土交通省の
排水ポンプ車の作業で、人
吉浄水苑の冠水が解消され
ました。

被災の状況(7月4日時点)



▶浸水した下水処理場
(人吉浄水苑)

■後期高齢者医療被保険者証
がなくても受診できます

新しい後期高齢者医療被保
険者証を毎年7月に送付して
いましたが、豪雨災害の影響
で発送が遅れます。そのため、
新しい被保険者証が届くまで
は、被保険者証なしでも受診
できます。7月に期限の切れ
た被保険者証(オレンジ色)
をお持ちの人は確認のため、
受診時にお持ちください。

■限度額適用・標準負担額減
額認定証も発送が遅れます

限度額適用・標準負担額減
額認定証も、新しい被保険者
証を後期高齢者医療被保険者証
に同封する予定です。それま
では、現在お持ちの被保険者
証を使用してください。新規
申請の人は、印鑑を持って窓
口で申請してください。

医療・介護関連

■病院の受診や介護サービス
利用での支払いは不要です

被災者は、医療機関や介護
サービス事業所の窓口で申告
すると、医療保険の窓口負担

下水道の使用で気を付ける 5つのポイント

1. 台所ごみを流さない！
野菜くずやごみなどを流す
と、管が詰まったり、処理場
での汚泥処理などに大きな負
担がかかります。
2. てんぷら油は生ごみ！
料理用油は紙などで拭き
取ってごみと一緒に出してく
ださい。下水道へ流すと、詰
まりの原因となります。
3. 危険物は流さない！
ガソリンやシンナー、石油
などは気化して爆発などの原
因となり危険です。絶対に流
さないでください。
4. マンホールに物を捨てな
いで！
マンホールは下水管の点検
や汚水を流下させる大切な働
きをします。碎石やごみなど
は捨てないでください。損傷
の原因となります。
5. 有害な化学物質は流さな
い！
水銀・殺虫剤・農薬など有
害な物質は決して流さないで
ください。

豪雨災害に関する人吉市情報サイト『すまっぼん！』

令和2年7月豪雨に関する人吉市の情報などをま
とめたサイト『すまっぼん！』を作成しました。
次の二次元コードからダウンロードしてご活用くだ
さい。



市ホームページから
ボランティア情報まで

◀こちらから



防災行政無線の内容を確認できます

防災行政無線の放送内容が聞こえにくい場合は、
下記の電話番号から直前の放送内容を聞くことがで
きます(最大5件前の放送まで)。

☎0966-22-2611
☎0966-22-2622

問合せ 防災安全課防災安全係

RKK テレビのデータ放送サービス「**デタボン**」は、
文字で放送内容を確認できます。アプリを活用すれ
ば、スマートフォンでも無料でご覧いただけます。



▲ iPhone



▲ Android

※県外の医療機関などでも同
じように受診できます。

※入院や入所時の食費・居住
費などは支払いが必要で
す。

児童扶養手当

■児童扶養手当は現況届提出
後に随時支給します

毎年8月が提出月になっ
ている児童扶養手当現況届
は、被災し提出が困難な人の
場合、期限までに提出できな
くても支給停止にはなりません。
提出後、認定ができ次第
該当される人には、随時支給
します。6月末に一部支給停
止除外届の通知が届いた人
は、現況届と併せて必ず提出
してください。提出がない場
合は、手当が半額になります。
(一部支給停止除外届は、対
象者のみ送付)

■災害で避難している人は、
現在の生活拠点(避難先)を
お知らせください。

※届出は、市福祉課(西間へ